

東京農工大学学術指導規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学(以下「本学」という。)における学術指導の取扱いについて定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「学術指導」とは、会社その他の団体(以下「委託者」という。)からの委託を受けて、本学の職員等がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導及び助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第3～6条 (略)</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第7条 学長は、学術指導の申込みを受けた場合は、前条に規定する審査会の審査を経て、受入れを決定するものとする。ただし、緊急を要する場合で、学術指導に要する時間が1日かつ8時間以内で終了する申込み内容であるものについては、学術指導者の所属する部局等の長が部局等の運営に支障を生じないと判断した場合に限り、学術指導を実施した後に、審査会で事後確認を行うことで足りるものとする。</p>	<p>本則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3～6条 (略)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>	

<p>第8条 (略)</p> <p>(学術指導料の納入)</p> <p>第9条 契約を締結した委託者は、学術指導料の一部又は全部を前納しなければならない。ただし、第7条第1項ただし書きによる契約については、この限りではない。</p> <p>2 前項の学術指導料は、学内で実施される場合に1時間につき<u>22,660円を標準として、準備時間、実施場所、指導の態様等をもとに委託者及び本学が協議の上、定める額とする。</u></p> <p>(経費の経理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 学術指導料は、<u>当該学術指導の遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)</u>及び<u>共通経費負担分(以下「間接経費」という。)</u>の合算額とする。この場合において、<u>間接経費は、原則として、学術指導料の10/110に相当する額とする。</u></p>	<p>第8条 (略)</p> <p>(学術指導料の納入)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 前項に規定する学術指導料は、学内で実施される場合に<u>当該学術指導の遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)</u>として1時間につき<u>20,600円を標準とし、別に定めるところにより算出した間接経費・管理的経費と当該直接経費を合算した額とする。ただし、準備時間、実施場所及び指導の態様等を基に委託者及び本学が協議の上定める額を、当該学術指導料の額に加算することができるものとする。</u></p> <p>(経費の経理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 削る</p>	
---	--	--

附 則 (教規程第21号)

- 1 この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日以前に受入れた学術指導料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。